

確定拠出年金の運用に関する専門委員会 ヒアリング説明資料

確定拠出年金における中小企業の実態について

平成29年3月21日

森田人事労務事務所

特定社会保険労務士 1級DCプランナー

森田 栄次

目次

○ 中小企業の実態

○ 中小企業での確定拠出年金の実態

・ 中小企業向け「総合型確定拠出年金」の特徴

・ 中小企業での運用商品関連の実態

○ 中小企業における運用商品上限数のあり方に対する考察

○ 中小企業における指定運用方法の基準のあり方に対する考察

中小企業の実態

- 中小企業での人材問題
 - 総務等（管理部門）の人数は最小限
 - 専門家は少ない
 - 忙しく、「一人」でいくつもの業務を担当

- 中小企業での退職金制度
 - 優先順位は、賃金➡賞与➡退職金
 - 退職金制度がない企業もあり
 - 大企業と同じ議論は難しい（制度面、金額面が異なる）

中小企業での確定拠出年金の実態

- 確定拠出年金導入時の難所

* 中小企業が単独で申し込む場合。グループ企業、業界団体等で申し込む場合を除く

- 運営管理機関を自由に選べるわけではない
- 企業規模等の制限ある場合が多い
- 引き受け先を探すのが大変な場合もあり

- 「総合型確定拠出年金」（総合型DCプラン）が多い

- パッケージ型（型決め）である
- 中小企業も手間をかけたくない

中小企業向け「総合型確定拠出年金」の特徴

(特徴)

- 代表事業主が承認を受けた1つの企業型年金規約に、複数の中小企業が参加
- 資本関係もなく、業種も異なる
- 運用商品等はパッケージ化
 - 規約内容、導入時投資教育、運用商品ラインアップ等が型決めされている
- 加入企業のニーズに応じ、柔軟な制度設計が可能
(一定の範囲内)
- 短期間で加入でき、事務コストも割安

中小企業での運用商品関連の実態

- 運用商品選定の考え方
 - (総合型) 既にパッケージ化されている
 - (単独型) 運営管理機関主導によるバランスが取れた商品構成
- 実際の運用商品数
 - (総合型) 既にパッケージ化されている
 - (単独型) 導入後、取引上の関係で商品が追加されることもあり
- 継続投資教育の実態
 - 中小企業は少ないと思われる

中小企業における運用商品上限数のあり方に対する考察

- 総合型は既にパッケージ化されている
- 運用商品上限数のあり方
 - 多すぎると加入者は迷うかもしれない。
しかし、投資教育がしっかりできるのであれば問題ないと思われる

中小企業における指定運用方法の基準のあり方に対する考察

- 総合型は既にパッケージ化されている
- 指定運用方法の基準のあり方
 - 中小企業の担当者から、デフォルト商品は元本確保型が安心という声もある
 - 運用実績がマイナスとなって、従業員から不満が出るのを嫌がる傾向がある
 - 想定利回りで制度設計を行っている場合、本来はそれを運用目標にすべきと思うが、投資教育次第であると考え

以上